

陳情番号	陳情 第 1 号
受理年月日	令和4年1月5日受理
付託委員会	総務企画常任委員会
(件名) 分煙環境整備に関する陳情	
(陳情の要旨) (1) 陳情者(団体)の現状 <p>たばこ販売組合を組織する零細かつ経済基盤の弱いたばこ販売店は、たばこ事業法の目的に沿い、長きにわたり地方財政及び地域社会発展に貢献していると自負し、たばこ耕作組合を組織する葉たばこ生産事業者は、たばこ耕作組合法の目的に沿い、自信と誇りを持って葉たばこ作りに取り組み、長きにわたり地元産業として地域経済に貢献してきたと自負しております。</p> <p>また、飲食店をはじめとした生活衛生関係営業に携わる加盟店は、国民の生活に不可欠なサービスや商品を提供し、国民生活の安定に寄与してきたと自負しております。</p> <p>たばこは、年間1兆円を上回る貴重な地方財源として地方行政に貢献をしておりますが、度重なるたばこ税増税に加え、近年の喫煙場所の減少は、中小零細なたばこ販売店の生業を直撃し、耕作農家においても生産意欲の低下や将来不安から年々廃作が増加し、また、生活衛生関係の営業に携わる事業者にも影響を与え、極めて深刻な状況にあります。</p>	
(2) 地方たばこ税の現状 <p>日置市の地方たばこ税は「年間約2億4千万円(令和1年実績)」です。</p> <p>平成25年度との対比は90.2%で、その間の増減は約2千6百万円の減少となっています。</p> <p>この地方たばこ税は、行政側は労なく受け取ることができ、住民生活に直結する貴重な一般財源となっております。</p> <p>ただ、このまま過度な喫煙規制が続けば、当然に税収は激減し、行政予算への大きな影響がでることは避けられません。</p>	

### (3) 公共の喫煙場所確保の必要性

たばこは、たばこ事業法で規定された合法の嗜好品であり、「非喫煙者と喫煙を愉しむもの双方の立場を尊重し、共存できる社会の実現」を推進する「分煙」こそが重要で、分煙に向けたインフラ整備となり得る「貴行政区が所管する公共の場所における公共喫煙場所の整備」が必要です。

これを充実させることで、往来の多い場所での分煙の徹底、無用なトラブルの減少につながることは勿論のこと、ポイ捨て・歩きたばこが減少し、行政・商店街が取り組む環境美化の推進等による美しい街づくりに資することになります。

更に、日置市民、かつ、地方たばこ税の納税者でもある喫煙者への配慮につながり、延いては住民生活に直結する「地方たばこ税の安定的確保」にもつながります。

### (4) 総務省自治税務局より発出等

本年1月に総務省自治税務局より「令和3年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項について」において、次の発信がなされております。

「望まない受動喫煙を防止するためには、公共の場所における屋外分煙環境の設置等が考えられるところであり、また、こうした取組は今後の地方のたばこ税の継続的かつ安定的な確保にも資すると見込まれることから、屋外分煙施設等のより一層の整備を図るために、積極的に地方のたばこ税の活用を検討していただきたいこと。」

加えて、自治体が行う一定の屋外分煙施設の整備に係る費用については、所定の地方財政措置も講じられているところです。

上述認識が、日置市、及び、鹿児島県内の「たばこ販売組合員関係者、たばこ耕作組合員関係者、生活衛生同業組合員関係者と、その家族等」の総意でございます。

私達が路頭に迷うことがなきよう、特段の配慮を切にお願い申し上げます。以上の趣旨に基づき、下記事項を陳情いたします。

- 1、 日置市において、「所管する公共の施設・場所における公共喫煙場所の整備」を求めます。

